

幕張豊砂ウォーカブル推進に伴う滞在環境デザイン業務委託 仕様書（案）

1 業務目的

千葉市では、「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の形成による都市の再生を図るため、これまでの「車中心」から「ひと中心」へと転換するウォーカブルなまちづくりを推進しており、幕張新都心豊砂地区（以下、「幕張豊砂地区」という。）では、令和3年1月策定の都市再生整備計画において滞在快適性等向上区域（まちなかウォーカブル区域）を指定し、社会実験などの取組みを通じて「ひと」が歩きたくなる空間づくりを進めることとしている。

また、令和5年3月の幕張豊砂駅開業を契機に、同年6月には本市を含む幕張豊砂地区の企業等で構成される7者にて「幕張豊砂ウォーカブル推進社会実験実行委員会（以下、「実行委員会」という。）」を立ち上げ、令和5年7月～令和7年3月の期間において、官民パブリック空間を一体的に活用する社会実験に取り組んでいる。

本業務は、これらの背景を踏まえ、官民連携による公共空間の有効活用のため、幕張豊砂地区内の公共空間と調和した人工芝およびベンチの設置等を行い、滞在環境を向上させることを目的とする。

2 業務概念

本業務を実施するにあたっては、千葉市の意図及び目的を十分理解し、適切な人員を配置して、最高の技術を発揮するとともに、正確かつ丁寧にこれを行わなければならない。また、業務工程表に基づき、遅滞なく着実に業務を遂行しなければならない。

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和6年3月22日までとする。

4 適用範囲

本仕様書は千葉市が発注する「幕張豊砂ウォーカブル推進に伴う滞在環境デザイン業務委託」にあたり、受注者が遵守すべき一般事項を示すものである。

5 法令遵守

本業務の実施にあたっては、本仕様書のほか、関係法令、規則等を遵守すること。

6 対象地域

本業務における業務範囲は、幕張豊砂地区のうち、令和3年1月策定「都市再生整備計画幕張新都心地区」における滞在快適性等向上区域（別紙1「位置図」に示す範囲）内とする。

7 業務内容

本業務の内容は次のとおりとする。

(1) ベンチの設置

ア 設置場所・設置基数の検討

「6 対象地域」で規定する業務範囲（滞在快適性等向上区域）内において、効果的なベンチの設置個所・設置基数を検討すること。

イ ベンチのデザインの検討

材質、形状、配色を含め、設置予定箇所の空間に調和したベンチのデザイン（素材含む）を検討すること。

なお、ベンチの検討にあたっては、滞在環境の向上に資することを重視し、既製品、注文品であるかは問わない。

ウ 設置にあたっての留意事項

(ア) 社会実験以降も継続して常設とするため、耐久性（耐候性、耐用年数）及びメンテナンス性に優れた製品であること。

(イ) ベンチへの広告掲出による収益確保を想定していることから、デザイン性を損なわない範囲で、広告を掲出できるスペースについても検討すること。

(ウ) 道路内にベンチを設置する場合は、道路占用に係る各種法令等を踏まえ、設置場所及び構造等を検討すること。なお、設置にあたり必要な手続き（道路占用許可申請、道路使用許可申請）は千葉市で行うが、許可条件を遵守したうえで施工すること。

(エ) 公園内にベンチを設置する場合は、公園占用に係る各種法令等を踏まえ、設置場所及び構造等を検討すること。なお、設置にあたり必要な手続き（公園占用許可申請）は千葉市で行うが、許可条件を遵守したうえで施工すること。

(オ) 民間敷地にベンチを設置することは原則不可とする。

(カ) 人力や風等の外力で簡単に転倒、移動しないような設置方法を検討すること。

(キ) 社会実験における取組みと相乗効果が発揮されるよう、実行委員会の意見を取り入れながら、ベンチの検討を進めること。

(ク) 別途、国立大学法人千葉大学との連携により、令和5年9月中旬～12月中旬にかけて、千葉大学主導によるデザインワークショップ（実行委員会構成員及び市民の参加を想定）及び学生による幕張豊砂地区の将来像の提案が予定されており、その中でベンチの設置についても提案が予定されていることから、千葉大学によるデザイン検討の結果を踏まえ、ベンチの検討を進めること。

エ 設置時期

ベンチの設置は令和6年2月29日までに完了すること。

(2) 人工芝の設置

ア 設置場所

市道豊砂701号線（別紙1「位置図」参照）に設置するものとする。

イ 設置数量

最大840㎡（別紙2「詳細図」に示す範囲）

ウ 設置にあたっての留意事項

以下の事項に十分配慮し、材料の選定を行うこと。

- (ア) 社会実験以降も継続して常設とするため、耐久性（耐候性、引抜強度、耐用年数）及びメンテナンス性に優れた製品であること。
- (イ) 道路排水機能を阻害しないように、透水性に優れた製品であること。
- (ウ) 環境負荷に配慮し、リサイクル可能な製品であること。
- (エ) 芝丈は 30mm 以上とすること。
- (オ) 強風等によるずれ、めくれ等が生じないように、人工芝を固定すること。
- (カ) 人工芝の端部を平滑にし、歩行者等が躓かないようにすること。
- (キ) 人工芝敷設前にはゴミや小石を丁寧に除去し、波打つことなく平らに施工すること。
- (ク) 人工芝のつなぎ目に大きな隙間が生じないように丁寧に施工すること。
- (ケ) 設置にあたり必要な手続き（道路占用許可申請、道路使用許可申請）は千葉市で行うが、許可条件を遵守したうえで施工すること。

エ 設置時期

人工芝の設置は令和 5 年 1 月 30 日までに完了すること。

8 業務計画書

受注者は、次に掲げる事項を記載した業務計画書を作成し、発注者と協議の上、承認を得るものとする。

(1) 業務内容及び工程

「7 業務内容」の工程別の作業実施計画を立案するものとする。

(2) 業務実施体制

業務体制、業務担当表、連絡体制、連絡先

(3) 配置予定担当者の名簿

担当分野、氏名、所属、実務経験等

(4) その他

発注者が他に必要とする事項

9 業務の指示及び監督

- (1) 受注者は、本業務を遂行するにあたり、当該契約に基づき千葉市が定める監督職員と常に密接な連絡をとり、その指示に従わなければならない。
- (2) 受注者は、業務上必要と思われるもので、本仕様書の解釈に疑義が生じた事項並びに、仕様書に明記していない事項については、発注者と前もって協議し、その指示に従わなければならない。

10 打合せ等

- (1) 受注者は、業務着手時・中間時・完了時のほか、必要に応じて協議を行うものとし、

業務実施方針について監督職員の承諾を受けるものとする。

- (2) 打ち合わせの結果については、受注者において打ち合わせ記録簿を作成し、相互に確認するものとする。

1.1 安全管理

- (1) 人工芝及びベンチの設置にあたっては、必要な許可を取得した上で作業を実施すること。また、歩行者等が作業現場や車両に接近しないよう必要な措置を講じ、安全管理には十分注意すること。
- (2) 作業に起因する事故が発生した場合、受注者の責任において処理すること。また、事故発生後、監督職員に速やかに状況を報告すること。

1.2 成果品等

本業務の成果品は、次のとおりとする。なお、委託内容が確認できるよう、作業前・作業中・作業後の写真を適宜撮影し、業務報告書に盛り込むこと。

- (1) 人工芝及びベンチ 一式
- (2) 業務報告書及び業務報告書の電子データ（CD-R） 各1部

1.3 検査

- (1) ベンチ及び人工芝は整備が完了した時点からの使用を想定していることから、受注者は、都度、発注者の検査を受けること。また、業務完了時にも発注者の検査を受けること。
- (2) 検査において訂正を指示された箇所は、直ちに訂正し再提出すること。なお、これに要する経費はすべて受注者の負担とする。

1.4 権利関係

- (1) 本業務における成果品の取り扱い
本業務で得られた成果品（各種データを含む）はすべて市の所有とし、市の許可なしに公表、貸与、使用をしてはならない。
- (2) 著作権・知的財産権の使用
ア 本業務の履行に際し、第三者の著作権、特許権、その他権利を使用する場合は、受注者がその使用に関する一切の責任、費用負担を負うものとする。
イ 上記にかかわらず、発注者がその方法を指定した場合は、その限りでない。

1.5 業務を進める上での留意事項

業務計画書の内容に沿って業務を行うこととし、逸脱したものであってはならない。ただし、受注者の指定する場合はこの限りではない。

幕張豊砂ウォークブル推進に伴う滞在環境デザイン業務委託仕様書 詳細図

